

内閣行政改革推進事務局ヒアリング（'02.5.15.水曜日）

田中一昭（拓殖大学教授）

公益法人制度の抜本改革について

1. はじめに

- ・事務局作成の「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題」の整理は適切
- ・早急に専門家、実務家等による第三者機関で検討すべき

2. いままでなぜ行革の一環としてとらえられてきたか（順不同）

- ・不祥事の頻発
- ・天下り、高給
- ・行政の主導による設立
- ・補助金等の無駄遣い
- ・業務独占、行政との癒着
- ・休眠法人の悪用

3. なぜこのような問題が起きるのか

- ・行政の手段として活用されてきた（業界団体、アウトソーシング等の一環としての業務委託）
- ・天下り先の確保（公務員制度の在り方に関係、特殊法人等の設置抑制）
- ・公益法人制度の不備：所管省庁による許可主義・「公益性」認定・監督指導、制度上の不備（本来入れるべきでないものが入らざるを得なかった）など
- ・ガバナンスの不備

4. 何がなされてきたか

- ・指導監督の強化（数度にわたる行政監察に基づく勧告、閣議決定等）
- ・法制度の整備（民法一部改正、NPO法・中間法人法の創設等）

5. 何がなされるべきか

- ・許可主義から準則主義へ（各省庁行政からの開放）
- ・徹底的な情報公開・透明性の確保（財務諸表の見直し、理事長等の給与、職員の平均給与、事業の詳細、寄付者名など）
- ・内閣府に「公益法人庁」設置、一元的な指導・監督、支援
- ・その他

以上